

改正案

現行

| | |
|--|---|
| <p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。</p> <p>一 イから二までに掲げる区分に応じ、それぞれイから二までに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。）に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の有価証券報告書等（法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券</p> | <p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額</p> <p>イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の有価証券報告書等（法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総</p> |
|--|---|

の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。()の合計額

イ 法第百七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第百八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間

ロ 法第百七十二条の四第二項に規定するとき(法第百八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。)

当該四半期報告書に係る期間

ハ 法第百七十二条の四第二項に規定するとき(法第百八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。)

当該半期報告書に係る期間

ニ 法第百七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(に規定するとき)同条第二項に規定する場合にあつては、法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。() 当該臨時報告書を提出した日(法第百七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならぬ事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。)(の属する事業年度の開始の日から当該

数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)で除した額をいう。以下この条において同じ。)

(1) 法第百七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第百八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間

(2) 法第百七十二条の四第二項に規定するとき(法第百八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。)

当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第百七十二条の四第二項に規定するとき(法第百八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。)

当該半期報告書に係る期間

(4) 法第百七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(に規定するとき)法第百八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。() 当該臨時報告書を提出した日(法第百七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならぬ事由が生じた日をいう。以下この号において同

臨時報告書を提出した日までの期間

- 二 前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における最終の価格が公表された日の数

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する

内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第

一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

- 一 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における算定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格

じ。)の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

- ロ イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間において最終の価格が公表された日の数

- 二 前号イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間におけるイに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

- イ 最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)
- ロ 最終の価格が公表された日の数

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する

内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第

一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- 一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額
- イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における法第七十二条の十一第一項第一号ロ

がないものを除く。)を乗じて得た額(同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。)の合計額

二 最終の価格が公表された日の数

(1)に規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)(の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。))で除した額をいう。以下この条において同(。))

ロ 最終の価格が公表された日の数

二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 前号に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)

ロ 最終の価格が公表された日の数